

## 加盟店情報交換制度運営規則

加盟店情報交換制度運営規則第9条から第13条に定める  
協会に登録する情報の範囲及び協会の保有期間等

	情報区分	定 義	登録時期	登録主体	保有期間
苦情情報	申出情報	加盟店（包括信用購入あっせん関係販売業者等及び個別信用購入あっせん関係販売業者等並びにクレジットカード番号等取扱契約を締結した販売業者等）が行った行為を起因とする利用者等からJDM会員への申出（加盟店に起因しないもの、誤解等を除く。）の事実に関する情報（苦情原因分類情報又は苦情発生情報に該当するものを除く。）	申出の原因究明後	JDM会員	6ヶ月
	苦情発生情報	利用者等からJDM会員への申出に係る情報であって、JDM会員が利用者等及び加盟店に対する確認を行った結果、当該申出が加盟店による割賦販売法第35条の20第1項に規定する利用者等の保護に欠ける行為又は同法第2項に規定するクレジットカード番号等の適切な管理等に支障を及ぼす行為に起因すると判断（疑いがあると判断した場合を含む。）した情報	申出の原因究明後	JDM会員	1年
	苦情原因分類情報	利用者等からJDM会員への申出に係る情報であって、JDM会員が利用者等及び加盟店に対する確認を行った結果、当該申出が加盟店による割賦販売法第35条の20第1項に規定する利用者等の保護に欠ける行為又は同法第2項に規定するクレジットカード番号等の適切な管理等に支障を及ぼす行為に起因すると明確に判断した情報	申出原因確定後	JDM会員	5年
	苦情調査情報	割賦販売法施行規則第135条第1項第3号に該当した情報、及び同条第2項第1号に該当した情報のうち利用者等からの苦情に基づく調査に係る情報	苦情調査時	JDM会員	5年
	苦情措置情報	割賦販売法施行規則第135条第2項第2号に該当した情報のうち利用者等からの苦情に基づく措置に係る情報	措置実施時	JDM会員	5年
	苦情強制解除情報	割賦販売法施行規則第135条第1項第4号に該当した情報、及び同条第2項第2号に該当した情報のうち利用者等からの苦情を原因とするクレジットカード番号等取扱契約の解除に係る情報	契約解除時	JDM会員	5年
	行政処分情報	協会が登録する特定商取引法等に基づく行政処分等に関する情報	処分情報取得時	協会	5年
カードセキュリティ情報	セキュリティ基準情報	割賦販売法第35条の20第2項に規定されるクレジットカード番号等の適切な管理等に支障を及ぼす行為として、会員がクレジットカード番号等取扱契約締結事業者による加盟店調査等に係る自主規制規則第15条に規定する基準に達していないと判断した加盟店の対策に係る情報	調査実施時	JDM会員	○セキュリティ基準情報に係る 完了登録後 6月以内 ○セキュリティ基準情報に係る 解除登録後 5年
	セキュリティ調査情報	割賦販売法施行規則第135条第2項第1号に該当した情報（苦情調査情報を除く。）	調査実施時	JDM会員	完了又は 解除登録後 5年
	セキュリティ措置情報	割賦販売法施行規則第135条第2項第2号に該当した情報（苦情措置情報を除く。）	措置実施時	JDM会員	セキュリティ基準情報に係るもの ○完了登録後 6月以内 ○解除登録後 5年 セキュリティ調査情報に係るもの ○完了登録後 5年 ○解除登録後 5年
	セキュリティ強制解除情報	割賦販売法施行規則第135条第2項第2号に該当した情報のうちクレジットカード番号等取扱契約の解除に係る情報（苦情強制解除情報を除く。）	契約解除時	JDM会員	5年

## 加盟店情報交換制度利用料金

## 1. 固定部分（税別）

区分	定義	協会会員区分	月額	年額	
I	販売信用取扱高 5千億円以上	加盟店契約 の分布が47 都道府県の うち2/3以 上	A・B	120,000	1,440,000
II	販売信用取扱高 2千億円以上 5千億円未満		C	50,000	600,000
III	販売信用取扱高 2千億円未満		D	15,000	180,000
IV	加盟店契約の分布が47都道府 県のうち2/3未満	E	5,000	60,000	
V	アクワイアラ業務なし	—	—	—	

## 2. 従量費部分（税別）

## ① 照会に対する利用料

## (1) 個別信用購入あっせんのみの加盟店に対する照会

単価 50 円	
照会件数（月間）	上限金額
①300件以上	20,000
②120件以上 300件未満	10,000
③25件以上 120件未満	5,000
④25件未満	1,000

## (2) クレジットカードの加盟店に対する照会

## (ア) 通常照会

階梯区分	定義 (6か月の照会件数)	単価
I	10,001件以上	3円
II	7,501件以上 10,000件以下	7円
III	5,001件以上 7,500件以下	15円
IV	2,001件以上 5,000件以下	20円
V	501件以上 2,000件以下	45円
VI	101件以上 500件以下	70円
VII	1件以上 100件以下	95円

※個別あっせんとクレジットカードの両方の加盟店については、クレジットカード加盟店として扱う。

※クレジットカード加盟店に対する照会の上限金額は、半期で250,000円とする。

## (イ) 加盟店マスター方式照会（本方式参加会員のみ）

区分	定義 (マスター登録件数)	月額
I	100,001件以上	20,000
II	20,001件以上 100,000件以下	15,000
III	1件以上 20,000件以下	10,000